

## 須磨区地域課題解決のためのアドバイザー派遣に関する要綱

平成 23 年 6 月 1 日

須磨区長決定

(趣旨・目的)

第 1 条 この要綱は、須磨区において、地域課題の解決に向けた取り組みを進める団体に対し、講演や助言等を行うアドバイザー等を派遣するために必要な事項を定め、地域課題の解決を図ることを目的とする。

(派遣対象団体)

第 2 条 派遣の対象となる団体は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 対象団体（以下「団体」という。）は、地域課題の解決に向けて積極的に取り組める団体であること。
- (2) 須磨区長（以下「区長」という。）が地域課題に取り組む必要があると認めた地域内で取り組みを進める団体であること。
- (3) 開始前もしくは開始から概ね 3 ヶ年以下の初動期の取り組みであること。
- (4) 営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動を目的とした活動のいずれでもないこと。
- (5) 神戸市による他の支援制度では実現できない取り組みであること。
- (6) 神戸市の事業または計画に反する取り組みでないこと。
- (7) その他、特に区長が認める取り組みであること。

(派遣の内容)

第 3 条 区長は、アドバイザー派遣の対象となる地域課題の解決に向けた取り組みに対して、予算の範囲内で、1 回の派遣料を 3 万 5 千円、年間の派遣回数の上限を 6 回までとし、アドバイザー派遣を行うものとする。ただし、区長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(派遣の申請)

第 4 条 助成を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、あらかじめ須磨区まちづくり課と協議を行い、アドバイザー派遣申請書に必要書類を添付して、申請するものとする。

(派遣の決定)

第 5 条 区長は、前条のアドバイザー派遣申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、派遣を決定し、申請団体に対して通知する。

2 第 1 項の場合において、区長は地域課題解決の目的を達するために必要な条件を付すことができる。

(申請内容の変更等)

第 6 条 申請団体は、当該申請の内容に変更がある場合には、あらかじめ計画変更申請書を区長に提出しなければならない。

(派遣料の支払)

第 7 条 区長は、第 5 条の派遣の決定を行った申請団体からの取り組み実績報告書およびアドバイザーからの実施報告書にて、派遣回数、実施内容等を確認のうえ、アドバイザーか

らの請求を受けて支払うものとする。

(報告書の提出)

第8条 前条により派遣を受けた申請団体は、1年間の取り組み終了後、速やかに取り組み実績報告書を提出しなければならない。

2 派遣されたアドバイザーは、1回終了後ごとに、速やかに実施報告書を提出しなければならない。

(取り組みの評価・調査等)

第9条 区長は、必要と認めるときは、申請団体に対して、取り組みに関する資料の提出及び説明を求め、調査を行うことができる。

2 区長は、前項の調査等により、取り組みの評価を行うとともに、不適当な事項を発見した場合には、必要な是正措置を求めることができる。

(派遣の取消等)

第10条 区長は、派遣の決定を受けた申請団体が次のいずれかに該当する場合は、団体に対し、派遣の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 派遣の申請に関して虚偽または不正の事実があるとき
- (2) アドバイザー派遣を地域課題解決のための取り組み以外に使用したとき
- (3) 派遣条件その他この要綱の規定に違反したとき
- (4) 前条の調査または措置要求に従わないとき
- (5) その他区長が派遣に適しないと認めたとき

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、派遣に関して必要な事項は区長が定める。

(施行細目)

第12条 この要綱に施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附則

- 1 この要綱は平成23年6月1日より施行する。

附則

- 1 この要綱は平成26年8月1日より施行する。

附則

- 1 この要綱は平成29年4月1日より施行する。